

○鳩山町上熊井農産物直売所条例

令和2年6月10日条例第8号

鳩山町上熊井農産物直売所条例

(目的)

**第1条** この条例は、町内を中心に生産された安心で安全な農産物その他の特産品を提供することにより、地産地消を促進し、もって本町の農業振興と地域の活性化を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第1項の規定に基づき、鳩山町上熊井農産物直売所（以下「直売所」という。）の設置及び管理に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(名称及び位置)

**第2条** 直売所の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	鳩山町上熊井農産物直売所
位置	鳩山町大字熊井1200番地1

2 直売所は、多くの人に愛され親しまれる愛称を、別途定めることができる。

(施設)

**第3条** 直売所に、次に掲げる施設を設ける。

- (1) 農産物等販売施設
- (2) 加工施設及び保管庫
- (3) 多目的広場
- (4) 駐車場等

(事業)

**第4条** 直売所は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 農産物、農産物加工品、飲食物及び手芸品等（以下「農産物等」という。）の販売に関すること。
- (2) 農産物加工品の製造に関すること。
- (3) 地域特産品（農産物を主原料とした産品をいう。）の開発に関すること。
- (4) 町民及び来訪者の交流の促進に関すること。
- (5) その他直売所の設置目的達成のために必要な事業に関すること。

(開館時間及び休館日)

**第5条** 直売所の開館時間及び休館日は、次のとおりとする。ただし、町長が必要と認めたときは、開館時間を変更し、又は臨時に開館し、若しくは休館することができる。

(1) 開館時間 午前9時から午後5時まで

(2) 休館日 毎週月曜日及び12月31日から翌年1月4日まで

2 前項第2号に規定する月曜日が休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。以下同じ。）に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日を休館日とする。

（使用の許可）

**第6条** 直売所を使用する者は、あらかじめ町長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、また同様とする。

2 町長は、管理上必要があると認めるときは、使用許可に条件を付すことができる。

（使用の制限）

**第7条** 町長は、直売所を使用しようとする者が次のいずれかに該当するときは、前条第1項の許可をしない。

(1) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあると認めるとき。

(2) 集団的又は常習的に暴力的不当行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。

(3) 施設、設備等（以下「施設等」という。）を損傷するおそれがあると認めるとき。

(4) その他直売所の管理上支障があると認めるとき。

（目的外使用、権利譲渡等の禁止）

**第8条** 使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、施設等を許可された目的以外に使用し、又は当該施設等を使用する権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

（使用料）

**第9条** 使用者は、別表第1に定める使用料を納付しなければならない。

（使用料の減免）

**第10条** 町長は、公益上特に必要があると認めるときは、使用料を減免することができる。

（使用料の還付）

**第11条** 既納の使用料は、還付しない。ただし、次のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 施設等の管理上、特に必要があるため町長が使用の許可を取り消したとき。

(2) 使用者の責めに帰することができない理由により施設等を使用することができないとき。

(3) その他町長が相当の理由があると認めるとき。

(販売の委託)

**第12条** 第3条第1号に規定する農産物等販売施設において、農産物等の販売を委託しようとする者は、あらかじめ町長の許可を受けなければならない。

(手数料)

**第13条** 前条の許可を受けた者は、販売実績に応じて、別表第2に定める手数料を納付しなければならない。

(特別の設備設置等)

**第14条** 使用者は、施設等の使用に当たって特別の設備を設置し、又は備付け以外の器具を搬入し使用するときは、あらかじめ町長の許可を受けなければならない。

(使用の許可の取消し等)

**第15条** 町長は、使用者が次のいずれかに該当するときは、使用許可の条件を変更し、使用を制限し、又は当該許可を取り消すことができる。

(1) 第6条第2項の規定による条件又は第7条の規定に違反したとき。

(2) 偽りその他不正な手段により使用許可を受けたとき。

(3) その他町長が管理上必要があると認めたとき。

2 使用者が前項各号のいずれかに該当する理由により、同項の処分を受け、これによって損失を受けることがあっても、町長はその補償の責めを負わない。

(原状回復)

**第16条** 使用者は、直売所の使用が終了したときは、速やかにこれを現状に回復しなければならない。前条第1項の規定により、使用の制限又は許可の取消しを受けたときも同様とする。

(損害賠償等)

**第17条** 利用者及び入所者は、自己の責めに帰すべき理由により、直売所の施設又は設備を損傷し、又は滅失したときは、これを修理し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、町長が損害を賠償させることが適当でないとき、この限りでない。

(指定管理者による管理)

**第18条** 町長は、法第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に管理を行わせることができる。

(指定管理者の指定手続等)

**第19条** 指定管理者の指定の手続等については、鳩山町公の施設の指定管理者の指定の手続等に関

する条例（平成16年条例第1号）の定めるところによる。

（指定管理者が行う業務の範囲）

**第20条** 前条の規定により指定管理者による管理を行う場合の指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

- （1） 直売所の使用の許可等に関する業務
- （2） 直売所の施設及び設備の維持管理に関する業務
- （3） 使用料及び手数料の徴収に関する業務
- （4） 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める業務

2 指定管理者が前項各号に掲げる業務（以下「指定管理業務」という。）を行う場合において、第6条、第7条、第11条、第12条及び第15条第1項中「町長」とあるのは「指定管理者」と、同条第2項中「町長」とあるのは「町長及び指定管理者」と読み替えるものとする。

（利用料金）

**第21条** 町長は、法第244条の2第8項の規定により、指定管理者に直売所の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を、当該指定管理者の収入として收受させることができる。

2 前項の場合における利用料金は、指定管理者が別表第1及び別表第2に定める範囲内で定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ利用料金について町長の承認を受けなければならない。

3 第1項の場合において、第9条及び第11条見出し及び同条中「使用料」とあるのは「利用料金」と、第13条見出し及び同条中「手数料」とあるのは「利用料金」、第20条中「使用料及び手数料」とあるのは「利用料金」と読み替えるものとする。

（委任）

**第22条** この条例に定めるもののほか直売所の管理その他この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第6条から第15条までの規定は、規則で定める日から施行する。（令和3年2月規則第2号で、同3年4月1日から施行）

### 別表第1（第9条関係）

使用料

区分	金額
----	----

		(町内に住所を有する者及び本店を有する法人)	
加工室	加工室(1)及び加工室(2)	原則として指定管理者が使用。その他の者が使用する場合は、使用計画書を町長に提出し協議するものとする。	
	加工室(3)及び加工室(4)	加工品を直売所で販売する場合	1時間につき500円
		加工室の利用のみ	1時間につき700円
		1週間単位又は1月単位で利用する場合	町長と協議し決定した額
保管庫	冷蔵庫、冷凍庫及び食品庫	保管品を加工室で使用又は販売施設で販売する場合	原則として無料。ただし、1週間を超える場合は町長と協議。
		保管庫の利用のみ	段ボールMサイズ(外形3辺合計120cm以下)1個相当分につき1日50円。
屋外施設	多目的広場又は駐車場	1日につき6,000円	

(注) 町外に住所を有する者及び本店を有する法人は、10%割増の額とする。

## 別表第2 (第13条関係)

### 手数料

区分	金額	
	町内に住所を有する者及び本店を有する法人	町外に住所を有する者及び本店を有する法人
農産物	販売価格の13%	販売価格の15%
農産物加工品	販売価格の13%	販売価格の15%
手芸品、飲食物その他の物	販売価格の15%	販売価格の18%